社說

日本銀行の個人取引

日本銀行は今度營業法を改正して個人取引を開始すると共に去る二十三年中一時金融の逼促を救濟するが爲めに設けたる擔保制度を廢止し且つ金融社會に及ぼす急劇の變動を避けんが爲め特に保證品の區域を擴張したり世間の評判は其だ高しと雖も我輩の所見を以てすれば個人取引開始の如き實際金融市場に及ぼす影響は案外に些少なる可きを信ずるものなり抑も日本銀行が創業以來公然個人取引を行ひたるみとなく貸付を爲すに當ても公債證書政府發行の手形其他政府の保證に係る有價證券を擔保として獨り銀行に對してのみ貸付けたる其理由を尋るに日本銀行は恰も銀行の銀行にして金融社會の中央に居り末流小銀行の營業を保護せんが爲めに故さらに個人取引を差控へて間接に彼等の商賣に餘地を與へたるみとなれども斯くては各銀行の便利なると同時に一個人に取りては其だ不便利にして中央銀行が低利にて各銀行に貸付くるを目擊しながら其低利なる金を銀行より借用するには高利を拂はざるを得ず日本銀行の利子と市中各銀行の利子と比較すれば往々七八厘の差を見るみとさへあり商賣社會一般の不愉快とする所にして個人取引の開始を必要とするの說は斯る金利の不平均を消滅せしめんとの考に出でたるものにして今回日本銀行の貸付法改革も自から此邊に見る所ありしが故ならんと雖も又一方より考ふれば從前の貸付法は多年持續して既に己に慣行の姿を成したるみとなれば一朝にして舊慣を解き銀行と個人と其別を問はずして無制限に貸出しと宣言したらんには事業の膨脹に隨て資本の需要に際限なく流石に中央銀行の資力を以てするも之に應ずるを得ざるのみか個人直に中央に近づくの道を開て其利子低しとあれば今の小銀行中にて基礎薄弱なるものは最早や營業を繼續する能はずして燥々の病症を發し遂には金融市場全般に非常の變動を見るに至る可し金利をして平準に歸せしむるは必要なりとするも此の如き急劇の變動は燥々に工風して之を避るみを理財の大事なれ左れば今日の實際に徹して個人貸付を開始するの方法を求むれば今回日本銀行の貸付法に個人取引の利子と銀行取引の利子との間に相應の差別を設けて小銀行と競爭するの弊を避けながら個人貸付の端を開きたるは穩當の處置にして巧なりと云ふ可し此の如くすれば直接に金利に影響を及ぼすみとは少なくして一方には兎に角に個人貸付の門を開きたるが爲めに末流の銀行が申合せて不當に金利を高むるなど專横の奇略を施すに餘地なかる可し世間或は個人貸付の利子をも銀行貸同樣にせんとの說あるよし自から道理あるが如くなれども經濟社會全般の平穩の爲め我輩は今日直に之に贊成するを得ざるものなり

○布哇特報　第八信

五月二十四日ホノルヽ府

公使とクーパー氏との議論

開戰の警告　嶋村公使が我國の要求を布哇政府に申込みてより既に旬日を經るも彼れより捗々しき回答をなし得ず米國政府の斡旋に暫く待き布哇政府の內情については只管米國の力を頼まんと贏ひつゝあるものゝ如し左れども談判の永引くは我國の側に於て事情の容さゞる所なれば去る二十日嶋村公使は布哇政府に出頭し外務大臣クーパー氏との間に大激論を試みたるよし議論の詳細は事猶ほ外交の機密に屬し未だ之を報ずるの期に達せずと雖も抑も今回の事件に付ては日本政府が尊意を略ぼ見澄したる結果として自ら一片の回答書を起草し今廿四日之を閣議に上せて審論熟議の上確定し一面に於て早くも之を機關新聞に記載せしめ午後三時過に至りて公然我公使館へ回答する所ありたり我公使館にては未だ其回答書を公けにする能はざるの事情あるやにて我々は之を聞くを得ざりしが英字新聞の報ずる所に依りて日本政府の要求及び之に對する布哇政府の回答なるものを報ぜんに

日本の回答　布哇政府が若し適當に移住民條例を解釋したるものとせば移住民條例は千八百七十一年の日布修好通商條約に背戾するものと謂はざるべからず（修好通商條約第二條に曰く愛に條約を結べる兩國の臣民は他國の臣民と交易するを許せる總ての場所諸港及河々に其船舶及び荷物を以て自由安全に來り得べし故に兩國の臣民右諸港諸地に止り且つ住居を占め室屋土藏を借用し又之を領するみと妨げなく諸種の產物、製造物商賣の法令に違背せざる商品を貿易し他國の臣民に己に許せし或は此後許さんとする別段の免許は何れの廉にても他國（一般に許容するものは兩國の臣民にも同樣推及すべし云々條約背戾とは此條に背くを謂ふなるべし）今回布哇政府が日本人に對して移住民條例を實施したるは專横にして且つ先例を顧みざるの所爲たり布哇政府は宜しく今回の所爲に關して損害賠償の責あるみとを認諾し且つ今後此種の所爲に出でざるべきみとを確證すべし云々

布哇の回答（外務大臣クーパー氏の意見）布哇移住民條例は此國が警察力を執行するに於て當然の權とする所なり而して此條例は總ての國民に對して一樣に適用すべきものなれば敢て日布條約に背反せりと言ふべからず條例は正當の方法を以て執行せられ敢て先例を破りたるみとなし神州丸被拒絕移住民の上告に對する大審院の判決は必竟移住民の住民樓に係る決定に過ぎずして此決定よを取りも直さず布哇政府が日布條約の所定を蹂躪しつゝある其確保と見るべきなれ今回の場合に於て償金を出すの謂なきのみならず今後と雖も若し移住民條例に違背するものあらば必要の處分として上陸を拒絕するみともあるべし云々

布哇政府が斷乎として斯る回答を日本公使に與へたるは大膽と云ふべし

○布哇特報　第九信

五月廿六日ホノルヽ府　特派員　西師意

アドヴァータイザーの論調

外務大臣クーパー氏が回答書を我が公使館に送るの前早くも回答の主旨を機關新聞の社員に話したるのみか其回答の傲慢にして無法なるを憤りたりけん我嶋村公使はホノルヽ第一の日刊新聞なるアドヴァータイザーの社員に告げて布哇政府が外交の體儀を欠きたる事實を非難し太く六日朝のアドヴァータイザーを受けたるものゝ眞面目に論じたる日本に對するの一點に向ては殆んど寸効なきが如く布哇政府の傲岸家にして且つ果斷家と聞えたる外務大臣クーパー氏は前日來日本政府の意向を略ぼ見澄したる結果として自ら一片の回答書を起草し今廿四日之を閣議に上せて審論熟議の上確定し一面に於て早くも之を機關新聞に記載せしめ午後三時過に至りて公然我公使館へ回答する所ありたり我公使館にては未だ其回答書を公けにする能はざるの事情あるやにて我々は之を聞くを得ざりしが英字新聞の報ずる所に依りて日本政府の要求及び之に對する布哇政府の回答なるものを報ぜんに

日本の回答　布哇政府が若し適當に移住民條例を解釋したるものとせば移住民條例は千八百七十一年の日布修好通商條約に背戾するものと謂はざるべからず（修好通商條約第二條に曰く愛に條約を結べる兩國の臣民は他國の臣民と交易するを許せる總ての場所諸港及河々に其船舶及び荷物を以て自由安全に來り得べし故に兩國の臣民右諸港諸地に止り且つ住居を占め室屋土藏を借用し又之を領するみと妨げなく諸種の產物、製造物商賣の法令に違背せざる商品を貿易し他國の臣民に己に許せし或は此後許さんとする別段の免許は何れの廉にても他國（一般に許容するものは兩國の臣民にも同樣推及すべし云々條約背戾とは此條に背くを謂ふなるべし）今回布哇政府が日本人に對して移住民條例を實施したるは專横にして且つ先例を顧みざるの所爲たり布哇政府は宜しく今回の所爲に關して損害賠償の責あるみとを認諾し且つ今後此種の所爲に出でざるべきみとを確證すべし云々

布哇の回答（外務大臣クーパー氏の意見）布哇移住民條例は此國が警察力を執行するに於て當然の權とする所なり而して此條例は總ての國民に對して一樣に適用すべきものなれば敢て日布條約に背反せりと言ふべからず條例は正當の方法を以て執行せられ敢て先例を破りたるみとなし神州丸被拒絕移住民の上告に對する大審院の判決は必竟移住民の住民樓に係る決定に過ぎずして此決定よを取りも直さず布哇政府が日布條約の所定を蹂躪しつゝある其確保と見るべきなれ今回の場合に於て償金を出すの謂なきのみならず今後と雖も若し移住民條例に違背するものあらば必要の處分として上陸を拒絕するみともあるべし云々

布哇政府が斷乎として斯る回答を日本公使に與へたるは大膽と云ふべし

米國政府の意思如何

仲裁談　布哇政府の當局者にして既に日本勞働者を排斥したるの非を悟りたるもの多く尊ら談判の衝に當る所の外務大臣クーパーのみは行掛上己が斷行したる政策を當然と主張して已まざるが如しといへども彼れを除けば概ね皆、前非を後悔するの色あり就中現內閣の利者と聞えたるスミス氏の如きも實は日本に對して氣の毒なるみとを爲したりと他人に向て其內意を洩したるみとありといふ偖て布哇政府が多少後悔の情を生じたりとするも談判の結果が全く日本の要求を滿たすに至るべきや否やは未だ知るべからず若しもクーパー外務大臣が飽くまで其僻見を確執して屈せざるときは其末果して如何に成り行くべき乎瑣々たる小問題の爲め戰爭の起るが如きは萬々之なかるべく彼我の間に談判熟し難きときは遂に如何なる成行を見るべき乎布哇は米國の附庸にわらざるも米國は現に布哇の後見國なりとは獨り米國人の自信のみなら ず當ホノルヽ府に在住する英、佛、獨、葡何れの國人たるを問はず米國を目して布哇の母國と許さゝるは稱れなり然れば布哇と日本との間に談判不調となり双方の間に或蟠ずりを生ずるみとありとせん乎英、佛、獨の政府は米國の先言權を犯して仲裁を申出でんとするが如きみとなかるべく他日若し日布の紛議を仲裁せんと試みるものあらば米國の外わらざるべしと思はる現にホノルヽに於て風說する所に依れば華盛頓政府は日本政府に向て仲裁を申出でたるやの噂あり此事未だ信ずべからずといへども兎にも角にも布哇と米國との關係は日本に於て想像するよりも遙に親密なる間柄なりと知るべし（別項、互惠條約第四條を參觀せよ）

大膽なる回答　日本の政治家は平和を望むが爲めに平和を裝ひ獸米の政治家は策略を行ふの手段として面に平和を僞る此一事に顯著せざるより日本の外交に意外の失敗を招くは從來挙らしからざる事實なり軍艦漂蕩のホノルヽに來り殊らず米國政府の斡旋に暫く待き布哇政府の內情については只管米國の力を頼まんと贏ひつゝあるものゝ如し左れども談判の永引くは我國の側に於て事情の容さゞる所なれば去る二十日嶋村公使は布哇政府に出頭し外務大臣クーパー氏との間に大激論を試みたるよし議論の詳細は事猶ほ外交の機密に屬し未だ之を報ずるの期に達せずと雖も抑も今回の事件に付ては日本政府が尊意を略ぼ見澄したる結果として自ら一片の回答書を起草し今廿四日之を閣議に上せて審論熟議の上確定し一面に於て早くも之を機關新聞に記載せしめ午後三時過に至りて公然我公使館へ回答する所ありたり我公使館にては未だ其回答書を公けにする能はざるの事情あるやにて我々は之を聞くを得ざりしが英字新聞の報ずる所に依りて日本政府の要求及び之に對する布哇政府の回答なるものを報ぜんに

日本の回答　布哇政府が若し適當に移住民條例を解釋したるものとせば移住民條例は千八百七十一年の日布修好通商條約に背戾するものと謂はざるべからず（修好通商條約第二條に曰く愛に條約を結べる兩國の臣民は他國の臣民と交易するを許せる總ての場所諸港及河々に其船舶及び荷物を以て自由安全に來り得べし故に兩國の臣民右諸港諸地に止り且つ住居を占め室屋土藏を借用し又之を領するみと妨げなく諸種の產物、製造物商賣の法令に違背せざる商品を貿易し他國の臣民に己に許せし或は此後許さんとする別段の免許は何れの廉にても他國（一般に許容するものは兩國の臣民にも同樣推及すべし云々條約背戾とは此條に背くを謂ふなるべし）今回布哇政府が日本人に對して移住民條例を實施したるは專横にして且つ先例を顧みざるの所爲たり布哇政府は宜しく今回の所爲に關して損害賠償の責あるみとを認諾し且つ今後此種の所爲に出でざるべきみとを確證すべし云々

布哇の回答（外務大臣クーパー氏の意見）布哇移住民條例は此國が警察力を執行するに於て當然の權とする所なり而して此條例は總ての國民に對して一樣に適用すべきものなれば敢て日布條約に背反せりと言ふべからず條例は正當の方法を以て執行せられ敢て先例を破りたるみとなし神州丸被拒絕移住民の上告に對する大審院の判決は必竟移住民の住民樓に係る決定に過ぎずして此決定よを取りも直さず布哇政府が日布條約の所定を蹂躪しつゝある其確保と見るべきなれ今回の場合に於て償金を出すの謂なきのみならず今後と雖も若し移住民條例に違背するものあらば必要の處分として上陸を拒絕するみともあるべし云々

布哇政府が斷乎として斯る回答を日本公使に與へたるは大膽と云ふべし

米國政府の意思如何

仲裁談　布哇政府の當局者にして既に日本勞働者を排斥したるの非を悟りたるもの多く尊ら談判の衝に當る所の外務大臣クーパーのみは行掛上己が斷行したる政策を當然と主張して已まざるが如しといへども彼れを除けば概ね皆、前非を後悔するの色あり就中現內閣の利者と聞えたるスミス氏の如きも實は日本に對して氣の毒なるみとを爲したりと他人に向て其內意を洩したるみとありといふ偖て布哇政府が多少後悔の情を生じたりとするも談判の結果が全く日本の要求を滿たすに至るべきや否やは未だ知るべからず若しもクーパー外務大臣が飽くまで其僻見を確執して屈せざるときは其末果して如何に成り行くべき乎瑣々たる小問題の爲め戰爭の起るが如きは萬々之なかるべく彼我の間に談判熟し難きときは遂に如何なる成行を見るべき乎布哇は米國の附庸にわらざるも米國は現に布哇の後見國なりとは獨り米國人の自信のみならず當ホノルヽ府に在住する英、佛、獨、葡何れの國人たるを問はず米國を目して布哇の母國と許さゝるは稱れなり然れば布哇と日本との間に談判不調となり双方の間に或蟠ずりを生ずるみとありとせん乎英、佛、獨の政府は米國の先言權を犯して仲裁を申出でんとするが如きみとなかるべく他日若し日布の紛議を仲裁せんと試みるものあらば米國の外わらざるべしと思はる現にホノルヽに於て風說する所に依れば華盛頓政府は日本政府に向て仲裁を申出でたるやの噂あり此事未だ信ずべからずといへども兎にも角にも布哇と米國との關係は日本に於て想像するよりも遙に親密なる間柄なりと知るべし（別項、互惠條約第四條を參觀せよ）

大膽なる回答　日本の政治家は平和を望むが爲めに平和を裝ひ獸米の政治家は策略を行ふの手段として面に平和を僞る此一事に顯著せざるより日本の外交に意外の失敗を招くは從來挙らしからざる事實なり軍艦漂蕩のホノルヽに來